

平成22年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第7号

平成22年12月9日(木曜日)午後2時00分 開 議

出席議員

1番	古橋智樹君	12番	和田正美君
2番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
3番	加固豊治君	14番	矢口栄造君
4番	古川誠一君	15番	桂木庸雄君
6番	佐藤文雄君	16番	関利夫君
7番	中根光男君	17番	圓城寺正道君
8番	鈴木良道君	18番	栗山千勝君
9番	石井幸雄君	19番	山内庄兵衛君
10番	小座野定信君	20番	廣瀬義彰君
11番	矢口龍人君		

欠席議員

5番 井坂悦司君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	松澤徳三君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	塚野勇君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山中修一君	教育部長	横瀬典生君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	仲川文男君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	中島邦之君
環境経済部長	山口勝徑君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

議事日程第7号

日程第 1 議案第77号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について
議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について
議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第4号)

議案第 87 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 88 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 2 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

日程第 3 委員会発議第 4 号 環太平洋連携協定 (T P P) への参加に関する意見書 (案)

日程第 4 発議第 1 号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 77 号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について

議案第 85 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について

議案第 86 号 平成 22 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 87 号 平成 22 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 88 号 平成 22 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第 3 号)

日程第 2 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

日程第 3 委員会発議第 4 号 環太平洋連携協定 (T P P) への参加に関する意見書 (案)

日程第 4 発議第 1 号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条
例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 閉会中の所管事務調査について

開 議 午後 2 時 0 0 分

○議長 (桂木庸雄君)

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員数は 19 名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、5 番 井坂悦司議員の家族の方より欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

会議に入る前に、傍聴人に申し上げます。会議において傍聴人は、議事についての可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

次に、本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案第 77 号並びに議案第 85 号ないし議案第 88 号

○議長 (桂木庸雄君)

日程第 1、議案第 77 号 かすみがうら市政策推進戦略会議条例の制定について並びに議案第 85 号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置についてないし議案第 88 号 平成 22 年

度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）までの5件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

これよりかすみがうら市議会会議規則第39条第1項の規定により、各委員長の報告を求めます。

なお、各委員会の所属議員の質疑は認めないことといたしますので、ご了承願います。

最初に、総務委員会委員長 鈴木良道君。

[総務委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○総務委員会委員長（鈴木良道君）

総務委員会委員長報告を申し上げます。

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年11月30日に付託されました議案第77号について11月30日に、平成22年12月7日に付託されました議案第86号について12月7日に委員会を開催し、それぞれに各担当部課長等の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第77号については否決すべきものと、議案第86号については原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 石井幸雄君。

[文教厚生委員会委員長 石井幸雄君登壇]

○文教厚生委員会委員長（石井幸雄君）

文教厚生委員会の報告を行います。

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告申し上げます。

本委員会は、平成22年12月7日に付託されました議案第86号について、12月7日に委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第86号につきましては全会一致で原案のとおり可決するものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告をいたします。

本委員会は、平成22年11月30日に付託されました議案第85号については11月30日に、また12月7日に付託されました議案第86号、議案第87号、議案第88号については12月7日に、各担当部課長等の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては全議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、議案第85号ないし議案第88号の審査の経過並びに概要については配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

また、会議録の作成作業後に訂正箇所が見つかりましたので、正誤表を配付いたしましたので、ご了承願います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第77号 かすみがうら市政推進戦略会議条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

よって、賛成の討論から行います。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第77号 かすみがうら市政推進戦略会議条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

会長及び副会長については、いずれも市長が指名するとしておりますが、これが即座に市長の独断として反対する理由とはならないと考えております。市長は、会議は公開が原則としているわけですから、審議内容が公開されていれば、市長による一方的な意見の押しつけはできないと

思いますし、仮にその事態があれば、その内容は市民及び議会には即座にわかることとなります。私は、問題があれば正していくことのほうが重要ではないかと考えます。

また、市長は全協でいつでも修正に応じるという態度をとっております。さらに必要であれば議会としてもこの件に関する特別委員会を設け、独自に審議して提案なども行っていくことも考えられるのではないのでしょうか。

今、市長は中学生までの医療費無料化などの財源を議会費や職員の人件費の削減に求める傾向があります。私は、事業計画の見直しなどによる財源の捻出が先決ではないかと考えます。戦略会議を設置することによって、新たな行財政改革への道、この展開を期待し、賛成討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第77号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。したがって、原案の採決を行います。

この採決は起立により行います。

議案第77号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立少数であります。

よって、議案第77号は否決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論の通告がありますので発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

議案第85号 土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合の設置について。

JR神立駅は、主にかすみがうら市の玄関口となっております。調査によれば、神立駅の駅勢

圏人口は平成17年現在で6万3830人であり、各市ごとの構成比はかすみがうら市が最も多く65%で、次に土浦市の28.4%、石岡市の6.6%となっております。また、平成21年度の乗客乗車人数は5,313人、乗降人員は1万467人となっており、合わせると約1万6000人が乗りおりしているということになります。

私は、神立、千代田工業団地及び旧出島村時代の天神工業団地、私はこの東京製綱の土浦工場に勤務した経験がありますが、特にこの多くの企業が誘致、進出を可能にしたのは神立駅があったことが大きな要因だと思います。その企業誘致によって、特に旧千代田町市街地での人口増加につながりました。また、首都圏と近いこと、本社が東京という関係にある工場にとっても神立駅があったこともあり、通勤圏として大きく拡大されました。乗降客の多さはこの関係が多いのではないかと考えます。さらに、優良企業の誘致による雇用の拡大と税収増も当市の財政に大きく貢献しているものと言えるのではないのでしょうか。その関係で、市街地に住む市民や首都圏に通勤している住民からは神立駅周辺整備が早くから望まれておりましたが、事業計画や地権者との関係でなかなか進まず、今日まで至っておりました。しかし、ようやく地権者の同意が得られ、当面は2.2ヘクタールという面積的には小さいものではありますが、神立駅を核とした町並み整備のスタートが土浦市と共同して推進できることは、多くの市民が期待しているものと考えます。

両市の発展に寄与する町並み整備には、まず両市共同事業としての土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を立ち上げることは必要であると考え、賛成をいたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

10番 小座野定信君。

[10番 小座野定信君登壇]

○10番（小座野定信君）

反対の立場より討論申し上げます。

現在、土浦・かすみがうら市土地区画整理一部事務組合の設置についてであります。十数年来、土浦、旧霞ヶ浦町、そして土浦市と3市によります合同の土地区画整理事業といたしまして、年間数十万円の負担金を十数年来払い続けておるところでございます。当初の計画では、神立駅東口まで含む大きな夢のあふれる計画となっておったわけでございますが、地域の住民の同意もとれず、縮小に縮小を重ねて、かすみがうら地域で約90アール、9反歩だけの区画整理、再開発ということになったわけでございます。

この事業の計画、また図面等を拝見いたしますと、神立駅前の道路が何百メートルかの区間で拡幅となるようでございますが、この事業に係る補償費、各土地所有者、建物所有者にかかわる補償費は10名足らずの人員の方のようでございますが、合計で10億円を越す莫大な一般会計の補償費となるということでございます。

我が市の将来を考えてみますと、やはり神立駅東側の開発が不可欠だということと私は思っております。神立駅の東側を見ますと、土浦市などいたしましたは調整区域であります。このかすみがうら市のほうは無指定、また市街化という区域に計画をしているわけですが、どうせこの区画整理事業を行うのであれば、市長の決断により土浦市との合併を強く希望なされているようでございますが、やはり神立駅の東側の調整区域を市街化区域、または無指定区域としなければ、

合併したとしてもかすみがうら市と土浦市との一体は図れない、そういう都市計画法上の問題も残っております。すなわち、この90アール余りの土地に10億円以上もの予算を一般会計から入れるということは、市民にどのような説明をするのか、またどのような経済効果があるのか、この議員で最後の議会となりますが、よくご判断いただいて、皆様のご賛同をお願いいたします。終わります。

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第86号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算（第4号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第87号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、議案第88号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 請願第 3 号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願

○議長（桂木庸雄君）

日程第2、請願第3号 T P P 交渉参加反対に関する緊急請願を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

これより会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 中根光男君。

[産業建設委員会委員長 中根光男君登壇]

○産業建設委員会委員長（中根光男君）

産業建設委員会委員長報告を行います。

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第3号について、担当部課長等の出席を求め、11月30日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

なお、請願第3号につきましては、全会一致の採択を受けましたので、地方自治法第109条第7項の規定により、委員会において議長あてに意見書案として提出することを決定いたしました。

審査の経過並びに概要については、配付してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（桂木庸雄君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

請願第3号 T P P交渉参加反対に関する緊急請願に対して、賛成の立場で討論に参加いたします。

T P P、いわゆる環太平洋戦略的経済連携協定であります。民主党政権がこの参加に向けた協議の開始を決め、大問題になっております。T P Pは、太平洋を取り巻く幾つかの国の間で例外なく関税をなくしてしまおうという内容であります。その結果、海外から安い農産物が入り、日本の農業は壊滅的な打撃を受けてしまうことは明らかであります。政府の試算でも、今の食料自給率が40%まで落ちているにもかかわらず、13%まで減ると報告されております。まさに壊滅的打撃であります。

茨城県は、農業人口全国第1位の県であり、農業生産高全国2位の県であります。この茨城の農業産出額は3分の1も減ってしまいます。茨城県の米は93%は破壊されてしまう。まさに美し

い水田がなくなってしまうということになるわけでありまして。農林漁業が破壊されると、関連産業も壊れてきます。地域経済が壊れ、そして雇用も壊れてきて、国土と環境も損なわれてしまうのではないのでしょうか。

この農業の問題は、農家の方々の問題だけではありません。消費者自身の問題でもあり、日本の国土を守るという点では日本国民全体の問題だと考えます。私たちは、ことしの夏、猛暑で野菜が高騰する状況を経験いたしました。世界でも異常気象、地球温暖化のもとで食料が圧倒的に不足し、飢餓人口が9億人を超えると報告されております。今や、お金を出せば幾らでも食料が買える時代ではありません。日本共産党は、一握りの輸出大企業のために日本の農業を売り渡すような売国の政治、亡国の政治に断固反対の立場から、TPP参加を阻止するために、さまざまな団体への申し入れや共同行動を行っています。

以上、私は今回の請願の趣旨に全面的に賛成であることを表明いたしまして、討論といたします。

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

日程第 3 委員会発議第 4 号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）

○議長（桂木庸雄君）

日程第3、委員会発議第4号 環太平洋連携協定（TPP）への参加に関する意見書（案）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、委員会提案であります。

なお、発議案については、お手元に配付してあります委員会会議録において審査が終了しております。

したがいまして、会議規則第37条第3項の規定により、提案説明並びに質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認めます。

次いで、委員会発議第4号についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、委員会発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 発議第 1 号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（桂木庸雄君）

日程第4、発議第1号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

17番 圓城寺正道君。

[17番 圓城寺正道君登壇]

○17番（圓城寺正道君）

ただいまより提案理由説明をいたします。

発議第1号 すみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明いたします。

地方自治体は、首長と議会議員の二元代表制をとっており、ともに住民を代表する長と議会が住民の信任を基盤とし、対等の立場で相互に牽制しつつ、均等を維持することにより、公平な権限行使の実現を目指しているものであります。しかるに議員定数は民主主義及び地方自治法の根幹をなす重要な機能を果たすものであり、単なる経費節減の観点からのみこれを論ずることは、必ずしも妥当ではないことは申すまでもありません。

しかしながら、昨今の社会情勢の民意の動向もかんがみ苦渋の選択として、我々としてはみずからの決意により議員定数を削減し、合わせて各常任委員会の委員定数を削減するものであります。

具体的には、本市の議会議員の定数を20名から16名に改正し、条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するという内容であります。また、委員定数の改定については、一般選挙の最初の議会の招集の日から施行する内容であります。議会は住民の年齢層、性別、職業、各地域から満遍なく選出された議員で構成されることが最も望ましく、単に人口規模によってのみ議員定数を論じるべきではないと考えます。

市長にあっては、民主主義の根幹を改めて再確認し、議員定数の議員構成については、真にどのようなべきか公平公正に検証し、基本的な考え方を整理することを強く求め、あわせて我が市がさらなる発展をしていくためには、真の地方自治のあり方を真剣に考えようとする市民の醸成を図っていただけることを願ってやみません。

最後に、本提案については大所高所の観点から議員11名のご賛同を得て提案するものであり、ご認識の議員の諸公におかれましては、議会を取り巻く厳しい環境を熟慮いただき、本提案にご賛同賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(拍手する者あり)

○議長（桂木庸雄君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号については、かすみがうら市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第1号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

6番 佐藤文雄君。

[6番 佐藤文雄君登壇]

○6番（佐藤文雄君）

発議第1号 かすみがうら市議会議員定数条例及びかすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論に参加します。

平成18年第2回の定例会において、合併協議会で決めた新市の議員定数を26とすると、新市の2回目の議会の議員の選挙において、議員の定数について新市において検討するものとするという協議第45号がありました。しかし、その内容をほごにして議員定数を20名とする条例を強行し、削減した経過があります。定数は、少なければ少ないほどがよいというものではありません。

日本国憲法は、地方自治の仕組みを住民から直接選挙で選出された議事機関である議会と執行機関である首長によって行わさしめ、対等な関係にある同士の抑制と均衡、いわゆるチェック・アンド・バランスであります。これにより住民の権利を実現するという二代表制を採用しております。執行機関である市長の権限が余りに強大になると、その正誤によって地方行政がゆがめられ、住民意思が十分に反映されなかったり、市民の人権侵害が発生するおそれがあります。市議会議員が市民生活の実情を踏まえ、多様な価値観、意見を反映させながら、本議会や委員会の開かれた場所において衆議を尽くして、適切な政策形成を行うとともに、市長が独断専行に走らず、行政を適切に執行していくか否かを監視する役割を果たすことが求められているわけであ

ります。法定数が26だったのを20名にしたその経過をたどって現在があります。既に法定数の23.1%を削減していることとなります。

今回の条例案は、議員定数を16名とする内容は法定数から考えると38.5%の削減であり、住民の多様な声が届けられなくなるおそれがあります。井坂悦司議員も農村部では定数が削減されれば議員を出せなくなるので反対だと、市民懇談会や全協の場で述べておりました。また、議会費の削減について試算をしますと、平成18年度は2町合併で在任期間の延長により、議員が38名だったために議会費のうち議員への総支出は1億6500万円、それが今は平成21年度決算で9600万円になりました。これは、平成19年度予算で議員報酬を大幅に引き上げましたが、それに反対する住民運動によって報酬をもとに戻すという経過もありました。したがって、平成18年度決算と比べ、総額では6900万円の削減となりました。

また、一般会計に占める議会費の割合ですが、旧千代田町時代は2%、旧出島村、そして霞ヶ浦町時代もほぼ2%弱、合併して平成17年度は1.6%になりました。平成18年度は1.5%、今現在では平成21年度決算では1%を割り込んで0.91%になっております。また、議会費の中でも議員に対する総支出割合も減少、以前、平成18年度と比べますと、平成18年度では78.25%だったのが、平成21年度決算では70.23%となりました。その結果、一般会計に占める議員の直接経費の割合はたったの0.64%であります。民主主義のコストとして決して大きな額比率ではないと考えます。

議会費の削減は、十分に実現してきたわけでありますから、私は住民自治の観点から考え、これ以上の定数削減には反対をいたします。

○議長（桂木庸雄君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（桂木庸雄君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

本案は起立により採決します。

発議第1号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 閉会中の所管事務調査について

○議長（桂木庸雄君）

日程第5、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

総務委員会委員長、産業建設委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、お手元に配付したとおり閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

異議あります。これは常任委員会だけではなくて、特別委員会も設置されているわけで、特別委員会の委員長報告もしていないわけですよ。特に市民投票条例、あるいは中学3年生までの医療費の無料化の関係の特別委員会、普通ならこの議会で、最終の議会になろうかと思うんですが、委員長報告するのが当たり前だと思うんですね。事実上、ここで廃案ということなのか議長にお伺いします。

○議長（桂木庸雄君）

その件については、委員会が開かれておりませんので、閉会中の所管事務調査についての採決を行います。

18番 栗山千勝君。

○18番（栗山千勝君）

議長ね、議長は常任委員会にしても特別委員会にしても、あなたがきちっと指導する仕事なんです。市民の代表でしょう。だめはだめでいいですよ。いいものはいいでいいですよ。結論も出さないでそのまま終わってしまうというのは、これは市民を侮辱していることなんです。あなたが指導力がないからそういうことになるんですよ。終わり。

○議長（桂木庸雄君）

異議がございますので、起立により採決を行います。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（桂木庸雄君）

起立多数であります。

本案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（桂木庸雄君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成22年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。

会期18日間にわたる慎重なご審議、まことにご苦労さまでした。

(拍手する者あり)

閉 会 午後2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 桂 木 庸 雄

かすみがうら市議会議員 圓 城 寺 正 道

かすみがうら市議会議員 栗 山 千 勝

かすみがうら市議会議員 山 内 庄 兵 衛